

議会改革特別委員会

令和3年8月25日

葛城市議会

開 会 午後2時00分

梨本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆様、本日はご多用の中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。本日は久しぶりの議会改革特別委員会でございます。これまで委員の皆様におかれましては、議会の改革、そして課題の解決に向けて、並々ならぬ思いを持ってご提言をいただいております。本日も活発な議論となりますよう心からお願い申し上げます。また、連日、コロナウイルスの感染者が市内でも出ているという状況でございますので、できるだけ円滑な議事運営を進めてまいりたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、委員外議員の出席を紹介させていただきます。吉村始議員。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）葛城市議会基本条例の検証等についてを議題といたします。葛城市議会基本条例につきましては、議会の在り方や役割など議会に関する基本事項を条例化したもので、葛城市議会の最高規範として位置づけられており、平成29年11月から施行されております。その議会基本条例の第19条におきまして、毎年1回、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、改善が必要であれば、基本条例を改正するなど適切な措置を講じなければならないことが定められております。今年10月には、我々市議会議員の任期満了となりますので、本日の委員会におきまして、基本条例の条文について検証を行い、今後の葛城市議会における議会改革に関する事項についてご議論いただき、改選後も引き続いて議会改革が推進できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、検証に入ります前に、議会基本条例の施行後、これまでに実施してきました議会改革に関する事項をご紹介します。

まず、議会のインターネットライブ中継に加えまして、リアルタイムで議会中継を視聴できない市民の皆様にもご利用いただけるよう、録画配信サービスの実施、議会会議録の検索システムや本会議における電子表決システムの導入など、市民の皆様が議員活動をより身近に感じていただけるよう改革を進めてきました。また、葛城市議会の会議における情報通信機器の使用基準を制定し、議会の会議における議案の審査、所管事項の調査等の充実を図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めました。そのほかにも、議会基本条例第12条に規定されております議員研修の充実強化として、昨年度より予算額を増額し、広く各分野の専門家等を講師として市役所へお招きしての議員研修会の開催、議会基本条例第5条に規定されております広報機能の充実として、講師派遣による広報研修会の

内容を受け、「読みやすい」「分かりやすい」「伝わりやすい」を目指して、議会だより編集委員会におきまして、昨年12月号より、議会だよりのリニューアルを行いました。また、議会基本条例第17条に規定されております議員報酬では、昨年6月に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民生活への悪影響と経済活動の停滞による市内業者の経営状況の悪化を踏まえ、市民生活の不安を少しでも払拭できるような支援策の予算を確保できるよう、葛城市議会議員全員の総意として、7月1日から9月30日までの3か月間、議員報酬を10分の1減額しました。このほかにも、これまでに開催した委員会や協議会などにおきまして、議会改革に関する事項として、議会のハンコレスなど様々な項目について協議を行っております。

今年度の議会改革特別委員会におきましては、年度当初に、議会基本条例に規定されている議員研修の充実強化により予算化されました講師派遣による議員研修会を実施し、その研修会の実施後に議会改革に関する事項を協議する予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の現状を鑑みて、研修会の実施は延期をしております。これらの状況を踏まえて、去る7月12日に開催しました協議会において、委員各位と協議した結果、講師派遣による議員研修会については、改選後の11月以降に実施することとし、10月の任期満了までに、基本条例の検証と併せて、今後の葛城市議会における議会改革に関する事項について、本日の委員会で検討することを確認しておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、議会改革に関する今後の検討項目につきまして協議していきたいと思いますが、次第に記載しております、先日の協議会でご意見をいただいております項目に基づきまして順番に進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず、議員定数、議員報酬、政務活動費等についてでございます。議員定数と議員報酬につきましては、議会基本条例の第16条と第17条にも規定されており、政務活動費に関しては、この基本条例が制定される際にも、当時の市議会で様々な議論がされているところでございますが、まずはこれらの件につきましてご協議願いたいと思います。

なお、前回の協議会の際にご要望のありました、奈良県内12市の議員定数、議員報酬、政務活動費等の一覧を資料として配付しておりますので、そちらも参考にさせていただき、ご意見をお伺いできればと思います。

何かございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 資料を作ったというか、調査していただいて、以前から、いろんなところで資料については、これに準じた資料も見た経緯もあるんですけども、作ってもうて文句言うの申し訳ないねんけど、物差しとして、例えば、これ、住民人口1人当たり比率であったり、何かそういう物差しもあつたら、もう少し理解しやすいのかなど。これだけで私らが比較対照するのが難しいというふうに感じましたので、作っていただいてから申し訳ないねんけども、自分で計算せえというたら、そうなんですけども、すぐはできないですよ。

杉本委員 僕やったので言いましょうか。

梨本委員長 杉本委員。

杉本委員 今、途中なんですけども、葛城市が人口割でいったら、約2,495人に対して議員が1人、

宇陀市が2,102人に対して1人、香芝市が4,954人に対して1人、生駒市が4,969人に対して1人、御所市が1,949人に対して1人、五條市と桜井市は各自でやってもらって、橿原市が5,286人に対して1人、天理市もまだで、大和郡山市が4,283人に対して1人、大和高田市が3,773人に対して1人、奈良市は9,117人に対して1人です。中途半端で申し訳ないですけど、参考までに、よろしくをお願いします。

梨本委員長 ありがとうございます。本日は、資料をこうやって提出していただいたわけですが、ありがとうございますけれども、あくまで参考程度に皆様に見ていただいているところでございます。

何かほかにご意見等ございますでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 いろいろと意見は出てるようで、私もあんまり偉そうに言えないと思うんですけど、議員定数、私が最初、出させてもらったとき18人。それから1年後で15人になったと。今回も議員定数出てるということは、一応削減をすべきではないかという意見やというふうに思います。議員定数、今これ、杉本委員に計算してもらって、大体人口当たり議員何人やと、1つの標準になると思うんですが、私もあんまり偉そうに言われへんけど、古いというのか、市になってから30年、40年なる市と、我々みたいにまだ17年、18年なる市と若干違うと思うし、例えば隣の御所市、人口3万人余りになって市になった。そのときの給料は50万円ぐらいだったと思うんですけども、こういう情勢になってきて、だんだん報酬も下がってきているということがあるので、報酬については、当分このぐらいでどうかと思うのと、定数については、削減するということではなしに、例えば、今現在を例に取ったら、13人で十分活動できているのと違うかなと。例えば1つの目標として、13人なら13人と目標を決めてされたらどうかというふうに思います。

政務活動費はいろいろ問題になっておるし、以前、8年ぐらい前やったか忘れたけども、政務活動費の話も出とった時期があるけども、本当に政務活動費を皆さんがいただくとして、どういうふうな活動費に使われるのか。例えば、自分のいろんな活動の中で自分の活動のチラシを出していくとか、そんなことにどんどん使うというのなら、ある程度消化もできるかわかんけども、金額は決めていただくことにするけども、なかなか使い道が、まだ今の段階で、こんなん言うたら議員に怒られるかわかんけども、活動してくれてる議員もいてはるけど、出してない議員も多いというところから見たら、本当に今の時期に政務活動費を出すことが妥当かどうかということもなるのではないかなというふうに私も思います。

無責任かわかんけど、私も引いていく人間やから、あんまり理想論ばかり言うていくというようなこともできへんけども、やっぱり私はそういうふう決めていったらどうかというふうには思います。

梨本委員長 ほかにご意見等ございますでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくをお願いします。今、人口割のやつを言わせていただいて、他市と比べても、決して葛城市の議員の数は少ないわけではないというのは分かると思うんです。僕、毎回これ言って、いつも持ってきてなくて申し訳ないんですけども、ほんで、ついでにというか、プラ

スに類似団体の資料も、僕、この前探したんですけど、最新のがなくて、古いのしかなかったんで、探しきれないんですけども、全国の類似団体、葛城市人口割というのもあって、そこにも議員定数と報酬と全部載ってるんですけども、そこでも、決して葛城市は、僕が見たとき、ちょうど真ん中ぐらいでした。多くも少なくもなく、給料も多くも少なくなく。最新のは分からないですけども、というぐらいやったんです。変わってるかもわからないですけども、県内で言えば、葛城市は特に議員定数が少ないわけでもない。プラス、これから少子高齢化ということで、今、葛城市は微増ぐらいになってるんですけど、全国的に統計で人口が下がるという計算は出てますので、それに対して議員定数というのはもう一度考えるべきかなというのは、私、日本維新の会の人間なので、思っております。

そして、政務活動費に関してなんですけども、葛城市と大和郡山市だけが政務活動費なしというふうになってるんですけども、大和郡山市の議員にお聞きしたら、給料が多いから、そっちの方で政務活動費を使うみたいなイメージのことを言っていたので、その中でも葛城市、給料、報酬ですよ、県内でも低い方なので、政務活動費に関しては後払いという形で、先払いではなくて、使用項目もしっかりと皆さんで話し合っただけで、作っていくべきかなと私は思っております。

以上です。

梨本委員長 ほかにご意見。

増田委員。

増田委員 先ほど杉本委員が計算してくれはって、大体の数字というのを把握させていただきました。先ほど岡本委員がおっしゃったように、何らかの指標に基づいて、葛城市が多いか少ないかと。定員が指標に比べて、標準に比べて多いようであれば、標準的な数字がここまで下がるというふうな検討を目標に基づいて進める必要があるのかなというふうに感じました。ただ、前回の18人から15人になったときの議論が、私いてなかって、内容的には分からないんですけども、その当時から、2番目の議員報酬については、奈良県下で低い数字であったというふうに思うんです。18人を15人にするタイミングで報酬を、少ないのか多いのかと、標準にするべきなのかという1つの、定員と報酬というのは同時に検討して進めるべきであるのと違うかなというふうに感じてます。必ずしもこの報酬が多いとは私は思っておりません。

それから政務活動費についても、これは全国のほとんどの自治体が政務活動費というものを使って議員活動をされておられます。特に議員の資質向上のための資金であるというふうなことから、そういう目的であることから、これを支給することによって、議会議員の皆さん方のレベルアップといいますか、資質の向上につながるというふうにも感じますので、私は、無駄な金ではない、必要な費用ではないかというふうに感じております。

以上です。

梨本委員長 ほか、ございますでしょうか。

川村委員。

川村委員 私も、まず、基本条例の中の議員定数、議員報酬、そして政務活動費について、約8年の期間でございますけども、この問題については、何度か議会改革特別委員会で議論になった

ということを記憶しております。政務活動費に対する市民のイメージというのが、一時不正な使い方などが報道されて、政務活動費というのが非常に曲がったイメージにあったということは事実ですけども、やっぱり今言われるみたいに、たくさん今意見出ましたように、議員の資質向上というか、市民に多く、いろんな議会活動のことをしっかり伝達するというツールを1つ必ず持つ必要がある。今でも、議会に対しての内容について、非常に市民と議会の中で、実際に議論されてることとのギャップというのは常に感じてるところなので、広くSNSを使って示していくというツールもできてますけれども、やはり紙ベースで伝達していくということであれば、政務活動費については実費で、これからの若い方たちが議会というものに関心を持って、多くの議員の候補が出てくるというような考えの下に、これは必要なものであるのではないかというふうに私はずっと思っています。

議員定数につきましては、今言ってることと全く同じ考え方の下に、この地域の面積割で見ても、人口割で見ても、18人から15人になった経緯は私も分かりませんが、小さい大字はまとまって、幾つかの大字を集約して1人議員を出したいという市民の思いもありますし、定数というのは、葛城市内を分散して15人というのは非常に妥当な線だなというふうに私は思っています。皆さんの意見、市民の皆さんのご要望をきっちり吸い上げていくためにも、議員の定数を減らしたからという影響がどれぐらいあるのかというのは、なかなかイメージはできませんけれども、18人から15人になった時点で、何らかそういったものを感じてはる大字もあると思います。私は、今の15人のベースは守って、3万7,000人の人口が微増であるという実態の中では、現在15人というのは妥当であるのではないかというふうに思います。

以上です。

梨本委員長 ほか、ご意見ございますでしょうか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 私も1つ意見を述べさせていただきます。指標ということで、私も必要かなと思いますが、議会基本条例の中には、第16条に、議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びにこれらの類似市の議員定数と比較検討し、市民の意見を十分考慮してとありますので、今後、改選後も、この条例にある項目に従って議論を深めていくのがいいかなと思っています。とりわけ、財政力という点で言えば、それぞれの市の財政力があります。基準財政需要とか、いろんな事業をやって、財政基盤、今コロナだから物すごく膨らんでるし、そういうこともありますので、基準財政需要か何か、経常的な収入や支出と比べるとか、何か定例的なものと比べていただくというふうな資料も要るのかなと。とりわけ、政務活動費とかも出ておったり、あと議会によっては研修費がどうなってるかということでもかなり大きな違いがあったりして、1人当たりの議員に対して、報酬以外に政務活動費、研修費、その実態を含めて財政上どうなってるかというのを、1つの指標が出てきたらどうかなと思います。これは条例の方に書いてあることですので、それを基に、あと市民の方々の意見を聞く機会も必要だろうと思いますので、今後そういう課題で、ぜひ議論を深めていけたらと思います。

以上です。

梨本委員長 ほかにご意見等ございますか。

西川議長。

西川議長 基本的には、委員長、これ、意見やから。ほんで、実際の取りまとめは、改選があるんやから、改選のときに、どのような顔ぶれというか、新しい議員でしっかりとまた議論していただきたいと思いますけれども。まず、議員定数でございますけれども、これが妥当かどうかというふうなことは、18人のときに、今、杉本委員がおっしゃった分析はしました。1人当たり。その中で18人から15人に3人減らした。それが明確な根拠があつて3人減らした、減らす根拠があつたかという、僕は覚えてません。明確なことですね。こういう理由でこうするんや。ただ、近隣の状況を見たというのは分かってます。ただ、定数は、その当時は、多分18人のときは常任委員会が3つありました。そやから、15人にしたら3つはこしらえられませんので、そやから常任委員会が2つになって、議員それぞれの所管事項が増えるはずです。きっちり2つになってから増えてます。ですから、その分しっかりと時間の拘束もあるし、しっかりと研修や、またそれに対する知識を入れるとか、そういう議員としての負担というのか、それは一人一人増えてると思います。所管する事項が増えたんやから。そやから、議員定数については、そういうことと、減らしていくと、今は13人でできてるんやかというふうなことやけれども、これ、1つの委員会で、例えば10人にして常任委員会を2つ持ったら6人。特別委員会のときは議長入らへんし、そのときに、正副の委員長2人やと。賛否を取ったり、そういうようなするときとか、ほんまに委員会としての機能を果たしていけるのかと。少なくすれば、それは市民受けには、こういう時期やから減らしましてんというふうなアピールもそうかわからんけれども、そうではなしに、ちゃんとした委員会運営をやってるわけやから、今、本会議主義で本会議で全部やるというのなら、別にあれやけれども、委員会主義をとってる限り、あまりにもそういうことをやると、ちゃんとした委員会、議論と構成ができへんのと違うかと思ひます。定数に関しては。

それと、議員報酬については、これは議員の報酬だけと違つて、近隣のこれは出てますけれども、いや、葛城市の議員報酬はこれだけやとつて、議員が果たしてそういうふうなことを決めてやれるのかどうかということもあつたので、報酬審議会に諮問してたはずです。それは、同時に、行政側の理事者側の三役も、市長、副市長、教育長含めて、三役も交えた中で報酬審議会に諮問してたはずです。ですから、最終的には諮問をするという形になるんやと思ひます。議員でこれが適当かどうかなんて、最終的には自分らもできへんと思ひるので、それは報酬審議会に委ねなあかんということと、それと、ずっと僕は思つてたんやけれども、議員はそれできるのかどうか、僕知りませんけれども、財政が苦しいから、財政再建団体みたいなんになったら、そなんになったら、ほんまにそんなことになってくるのであれば、議員もやし、三役もそうやし、管理職もそうやし、全部によってそういうふうなことを考えないかんですやろう、これ、ほんまにしんどうなつたら。もっとほかに、給料や歳費や、あんなんを減らすというのではなしに、もっとやらなあかんやろうけれども、僕は、選挙時期に、そんな議員報酬をばーんとカットして、言つたら、選挙のためやとしか映らへんから。

そういうふうなことはどこかで歯止めをかけんとあかん。これ関連して言うてるんですよ。多分、報酬審議会には、議員の報酬も含め、三役の報酬も含め、諮問するはずですから、そのときに何らかの形をしとかんと、そうすると、やっぱり何かポピュリズム的な、そういうふうなことは、審議会でそうやと決めてはるのに、そういうふうなことが勝手にできるといのは、議員が、そしたら、そういうふうなことを、私はこれだけでやりますということができるとかというふうなことも含めて、報酬いうのはそこらも含めてやらないかと思ひますし、議員の報酬については、言えば、悪いですけど、定年退職もして、それで、ある程度生活の余裕があつて、それで、市のために選挙に出ようかという、経済的なある程度余裕のある方なら、あれやけれども、言い方が難しいけども、そやけれども、実際子育てはしていかなあかん、実際の生活もきっちりやっついていかなあかん年代の人が、きちっと議員活動もできるといことを思うと、この報酬では僕は低いのではないかと。葛城市そのものは。それは、あんたらいうことかわからんけれども、僕は、人材をきちっと、議会に出て、葛城市のことに役に立ちたいというふうな意欲を持って出てこられる若い方々が挑戦できるように考えていただきたい。報酬も含めて。そういうふうには僕は思ひます。

それと、政務活動費については、議員報酬と、それと、政務活動費とは性格が全然違うので、そやから、政務活動費としては、市民の方々におかしなことを追求されないようなことに心がけるのは、それは当たり前の話やけれども、そのための方策を、そのためにはこういう透明性をこう持つてゐるねんという形を、皆さん、いろいろとお話をさせていただいて、先ほど後払いの話も出てましたけれども、個人の活動がきちっとできるように政務活動費というのはあるべきやというふうには僕は思ひますので、意見としてはそういうことで、委員長の方にお話をさせていただいた。僕の意見としてお聞きいただいたということでございます。

梨本委員長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 今、委員の皆様、議長も含めて、様々な意見を賜りました。非常に議員定数、議員報酬、政務活動費につきましては、本当に慎重な議論が必要なことではないかというふうに思ひしておりますし、そういったことも含めて、それだけをやろうとしてたわけではないんですけども、議員研修会を開催して、近隣の市町村であったりとか、他の事例なんかを参考にしながら検討できればというふうに思ひおったわけなんですけれども、議員研修会も11月以降になったというところで、そういった指標になるようなところも含めて、もう一度議論が必要かなというふうにも思ひしております。ということで、ここに関しては、それぞれ委員の皆様、問題意識を持っておられるということが分かりましたので、議員定数、そして議員報酬、また政務活動費につきましては、今後の検討課題として、改選後も引き続き検討していくということとさせていただきますと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 それでいいということであれば、そのように進めてまいりたいと思ひます。

では次に、タブレット端末の導入などの議会のICT化についてでございます。本件につきましては、会議の冒頭にご紹介しましたとおり、議会の会議における議案の審査、所管事

項の調査等の充実を図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますが、現状としましては、個人の端末の持込みを許可している状況です。葛城市議会としましては、デジタル化政策の一環として、原則として押印を廃止するという政府の政策動向を踏まえ、全国市議会議長会から示された会議規則や各種書式例を参考に、ハンコレスやペーパーレス等の事務の見直しを行っております。これらの現状を踏まえて、タブレット端末の導入など議会のICT化について、会議資料の映像配信も含めてご協議願いたいと思います。

何かご意見等ございますでしょうか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 タブレット端末の導入ということになれば、今後予算の審議が改選後ぐらいから出てきますので、どうするかということは、ここである程度意見を聞いておいて、やるんだったら来年度からやるというふうにするのであれば、意見をいろいろと出しておく必要があるのかなと思って立ちましたけれども、タブレット端末、特に議案を文書でいっぱいいただきます。変わったらまた文書を印刷し直して出すと。これをタブレット端末でやってるところは、基本的にタブレットで流すと。書面でも残しておかなければいけないと思うから、一部書面は、例えば議会図書室なりでも閲覧できるようにせなあかんと思うんですが、今、出たペーパーレスについて、タブレット端末で配信すると、私の家でも、膨大に資料が毎回重なって、改選後どうしようかなと。どの文書を残すかといったら、やっぱり条例の改正の部分は、ほとんど1回こっきりなんですよね。決算書とか予算書とか、その他の分は残しますけれども、だから、そういうことを考えた場合、これは職員の負担も含めてどうか。印刷に出すという期間もありますし、校正もありますし、ペーパーレスにしたら大分そういうところ辺が合理化できるのであれば、こういうのも、他の議会の様子を見ながら、早急にできたらと思うんですけど、来年度難しければ、再来年度の課題でまた1年かけて議論ということになるかと思うんですけども、ここら辺、皆さんがどういうお気持ちなのか。来年度からやるということであれば、それなりのテンポで話が進んでいかなければいけないと思うんですけども、そこら辺は、皆さんのご意見をお伺いできたらと思うんです。私は、予算的に許せば、それは来年度からでもやっていただいたら非常にうれしいなと個人的には思ってますけれども。ただ、これについては、いろいろ議員のなじみもあるし、使い勝手もあると思うんですけども、時間が、もうちょっと議論できたらと思います。

梨本委員長 今の副委員長の意見も含めまして、何か思われてるところをご自由に、活発にご意見。

増田委員。

増田委員 タブレット端末を使う時期というのは、私は、早いか遅いかだけのことやと思うんです。いずれ、タブレットによる、そういう資料で議会を運営するというふうなことになるかと思えます。ただ、これ、急にペーパーレスして、全ての資料がタブレットの中に入っていると、私の今のイメージでは、非常に資料のところ、よく私なんかはするんですけど、マーカーを入れる、メモを書くとか、最初にもらった資料にいろんな、中へ付け加えて1つの資料にしております。そういうふうなことがタブレットに、そういう処理が可能なのか。多

分可能やとは思いますが、すぐにかんたというふうなこともあるので、私は、導入は、予算が確保できたら、早く導入する方が早く慣れるのかなとは思いますが、いつのタイミングで一本化になるかというのは、若干の時間が必要なのかなというふうなニュアンスであります。

以上です。

梨本委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 私も、タブレットというのは、10年、20年先を見たときには、多分使ってるものやと思うので、いつのタイミングでやるかというものやと思うんです。ただ、今、増田委員もおっしゃったみたいに、どんなタブレットにするかによっても、僕ら、もっとイメージ湧きやすいと思うんです。こんなんアプリを入れるのか、ソフトを入れるのか、よく分からないですけども、タブレットペンをつけて、こういう機能をつけて、こういうふうに議会から送られてきます。これをこういうふうに整理していってくれたら楽ですよみたいな、説明会じゃないですけども、そういう具体的な、タブレットやりましょうといったら、多分みんなこっちの方がええやんと思ったら、谷原副委員長おっしゃるみたいに、来年でできるようなイメージなので、次の協議会なりのときは、こういうものでこういうふうなことができますよというのをプレゼンテーションできるようにしたら、皆さん、もうちょっとイメージ湧いて、前向いて行くような気がするので、その辺は次までによろしくお願いします。

以上です。

梨本委員長 ほかに何か。

松林委員。

松林委員 とにかく紙、ペーパーが多いんです。谷原委員長おっしゃったように、非常に膨大な量になってきて、タブレット端末の方が、自分で整理できるものならば、非常に整理もしやすいし、いいかなと思うんですけど、これ、もし、始める場合には、ペーパーと、そしてタブレットと、最初は並行した形でやっていって、得手不得手があって、慣れない人もおられるので、最初は並行しながら進めていっていただいて、そして、徐々に皆さんが慣れてくれば、タブレットという形ですればいいかなと、このように思いました。

梨本委員長 ほか、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 今、前向きな意見といたしますか、結構、ICT、タブレット端末の導入ということに関しては、皆様、検討するべきではないかという問題意識を持っていらっしゃるということがよく分かりました。時期的なところに関しても、改選後すぐにやったとしても、ぎりぎり間に合うか、来年度から間に合うかというところではあると思いますし、実際に、これも議員研修において、講師の先生などに他の自治体の先進事例なんかを紹介していただきながらできたらどうかというふうに当初は思っていたんですけども、それでは来年度に間に合わないということもあると思いますので、こちら、改選後に引き続いての検討課題にはなると思うんですけども、ここは迅速に進められるように、事務局の方でも、もし、可能であれば

ば、そういった資料等であるとか、そういったものを1度ご検討いただけたらというふうには思っております。できる範囲で、11月改選後、また、この議会改革、どういうメンバーで、構成でやられるか分かりませんが、これについても、迅速な形で進めていただくということで申し送らせていただきたいと思いますと思いますが、それで皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

梨本委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

では、続きまして、議会と行政の関係、委員会活動についてを議題といたします。本件につきましては、議会基本条例の第7条から第9条に、議会と行政の関係として、議会審議における論点情報の形成や、予算及び決算における政策説明について、また、第11条には、委員会の活動についてそれぞれ規定がされております。その内容につきましては、議会が市長の提案した重要な政策や予算、決算等の審議において、政策水準を高める議論が行われるよう、また、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対して、分かりやすい議論ができるよう、それぞれの規定がされているわけですが、その内容が適切に運用されているかどうかも含めまして、皆様にご協議いただきたいと思います。

何かご意見等ございますでしょうか。

先日、協議会では、いろいろ忌憚なく意見をいただいていたので、今回もご自由に意見をいただければというふうに思っておるわけですが。

川村委員、お願いします。

川村委員 今、委員長の方から、議会と行政の関係、特に委員会活動について、議会基本条例の中でお示しをいただきました。特に第11条、委員会審査に当たって所管事務調査を、委員会は閉会中も行政の監視を行う、または政策の立案、政策の提言を、こちらの議会の方から能動的な活動をするという、こういった観点から、委員会の所管事項全体について議論をする場、また報告をしていただく場というのを多く持っていただくことを希望するんですけども、先日も、ある調査案件を1つ作るに当たりまして、それは厚生文教常任委員会の中だったんですけども、子育てに関する、要するに待機児童についてという調査の中で、非常に待機児童という、どの部分が待機になるのか。学童保育もそうですし、また保育所、いろいろと、これから認定こども園になった中では、教育委員会ともいろいろと併合する中で、いろんな所管事項の中で複雑に広く全般に審査を行わなければいけない場面というのは多々起こってくると思います。その中で、調査案件の事項、特別に今回は待機児童対策ということで上がってきたわけですが、行政側が委員長の方にこのことを報告させていただきたいんですが、報告をさせていただく議案なり、また調査案件の中に非常に狭い形に入っているんで、報告しにくいところがあるんですというふうな申出があったことを私も覚えてるんですけども、それであってはいけないと思うんです。議会は、特に委員会主義の中で、その調査を積極的に進めるために、あらゆる案件について、その所管では議論をしなければならないという機会を多く持たなければいけないので、今、この委員会の中での調査案件の中の事項、そういったのをもう少し幅広く持っていただくような、そういう手だてというか、そういう内容のものを1つその他事項で作っておくとか、そういったことをしていかなければ

ばならないのではないかというふうに、前回はそんな話も出ておりましたので、私は積極的に、そういった内容について設置しておくということについて、逆にお願いをしたいというふうに思っております。その委員会活動の中の1つとしてご提案を私もさせていただきたいと思っております。

梨本委員長 ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 今おっしゃってることも、私すごく感じてるところなんです。議会の方に対して理事者側からお話ししていただくのは、そのほとんどが報告なんです。できることなら、今の課題、問題提起をして、今後どう進めていくのかというような議論の段階で、議会の調査案件の中で議論するというんだったら分かるんですけども、市民の皆さんにお伝えする前に、事前に議会の方にもご報告しておきますみたいな文章が結構多いので、そんなん、結果報告を受けたかて、いや、これってどうなんという機会がないままに進められてるということに対して、中身にもよりますけども、もう少し早い段階での問題提起とかを議会にもお示しいただいたら、共に問題解決に議会と市局が進められるのかなというふうな感じをしております。

それから、もう一つは、ここにも、第11条のところに書いてますように、分かりやすい議論というふうに書いてます。これもいろんな捉え方あると思うんです。解説の中にも書いてますように、市民に分かりやすい議論というふうに書いてます。市民の方から、インターネットも録画配信やってますよ。増田、お前、そない言うけど、お前ら、それ、何のやり取りしてるねんと、よう分からんわと、こういう市民の方から見ると、専門用語でやり取りするみたいな風潮があるので、私はできるだけ、普段着といいますか、分かりやすい言葉を使って議論をするように一般質問なんかでも心がけてるんですけども、いろんな知識をお持ちの方が専門用語でやり取りをされたら、市民から見ても分かりにくいと。議員の方も、できるだけ一般質問、それから委員会等の議論の中でも、あまりかしこまった難しい、横文字も含めて、議論でなしに、分かりやすい、市民に対して理解していただけるような言葉を選んで議論するようお互いに心がけるべきということをここに明記されてるのかなというふうに思いますので、あまりにもそっちをのけて、原課に合わせた何か言葉を選んでやり取りしてるという風潮があるので、これから外れるのかなというふうに感じております。

以上です。

梨本委員長 ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 僕も、インターネットを見てはる、中継見てはる人に言われるのが、何の話をしてるのかわからんというのは、多分皆さんも聞いてると思ってて、僕、何とかならんかなといういろいろ考えてて、今から言うのは、僕のただの奇抜なアイデアなんですけども、会議録を取ってるじゃないですか。今YouTubeとかはやってるのは、僕、字幕のおかげだと思うんです。だから、会議録の字幕を載せるだけ、録画に関してですけど、その作業が莫大過ぎるのやったら、絶対できないですけども、文字は起こるわけじゃないですか、一応。それをこっちに載せるような仕組みにして、字幕を載せるだけで、見栄えはだいぶ見やすくなって、市民の

方々も文字に上がったら分かりにくくないような気がするけどなど、この前ふと思ったという意見だけ言っておきます。

以上です。

梨本委員長 ありがとうございます。かなり先進的な意見ですので。

ほか、何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 今回、議会の審議、審査ということなんですけど、一般質問のやり方等についても、この際ですから、何か意見があれば、この場でお聞きできたらというふうに思ってるんですけども。

川村委員。

川村委員 一般質問につきましても、これまでも非常に議論がありました。内容は、一般質問をする時期と、そして、その後に個別の審議がある中で、一般質問の中で事前審査になるのではないかということについて非常に多く話合いがあったと思います。それで、一般質問を後にするかという話も出たと思いますけども、このことに関しては、事前審査という部分がどこの部分かというポイント、一番急所になるところはどこなのかと。一般質問の通告をするときに、その段階で事前審査になるのでこの内容はやめてくださいと。例えば、一般質問の通告の詳細に、議員もいろいろと詳細まで書く議員もおりますし、大きな質問事項としてばんと載せる方もいらっしゃいます。それによって事前審査になるとかならないかという議論になるんですけども、非常に難しい判断であると思います。いろんな縛りを先に作られると、議員は自由な質問を、それこそ市民に分かりやすい質問をしていくということの中で、いろいろと阻害される部分が多いのではないかと私自身は思ってます。

それと、もう一つ、同じような内容の質問を議員の多数が、今回でしたら多分コロナに関することとか、そういった質問が多数出てきたとします。それが、この議員がするから後の議員はできないとかという、そういった重なった質問、今言ってるのは2つ、事前審査に当たるということと、それから重なった質問であるということ。ここのジャッジを、議長が通告を見られるんですけども、どのように捉えられるかというところは、議員にとっては、ずっと次の議会ではこの質問をするぞと意気込んでる中に、たまたま順番で先に言われた議員がその質問をする。せっかく考えてたのに、もうこの質問はできない。このことが通常になってきて、その質問は僕はもうやめますとか、私はやめますとか、そういうことになってはいけないと私は思ってます。ですから、うまく質問の内容が、一般質問は順番にしていけますから、前の議員がその質問をしたときに、全く同じ質問をするというのはどうかと思いますけども、いろんな角度で質問のやり方を変えて、それが理事者にとって、通告されていないから答えられないというような一部分だけを指して、通告に入っていないから答えられないというような議会と行政との間の議論になってはいけないと思うんです。何が同じ質問やからそれはやばな質問なのかという概念は、それぞれ、その質問は何度かすると、市民には分かりやすく非常にいいわけです。市民も、コロナ対策について多くの議員が取り組んでるという意気込みを見せることによって、議会は真剣に考えてるというように皆さんに映れば

私はいいと思ってますし、ですから、これまでに、非常に通告なしで、通告というところはどこまでが通告なのかというところの捉え方は、いろんな意味で厳しい時期があったかなと思います。これから、今後、改選をするに当たって、この課題というのは、この辺は柔軟的に、議長の方にもまた考えていただく部分かもしれません。議会として、そこをどうしていくかということについて、これからもちょっと柔軟的な対応を考えていかなければならないですし、通告というのは、どういった通告の中身なのかということも逆に議論したいというふうに思ってます。これは問題提起もありますけれども、私がこれまでの一般質問等でいろいろ引っかかっているなという部分について意見を述べさせていただきました。

梨本委員長 ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

西川議長。

西川議長 この中で、先ほど川村委員おっしゃってた所管のことやと思うんやけども、今は閉会中継続審査、看板を上げてやってる。そのことについては委員会を招集できるけれどもということが議題になったと思うので、これは議会運営委員会との関連もあるし、委員会の委員長や委員の方々の考え方もあるけれども、おっしゃってたのは、そこに継続審査の看板に上げてなかったら、所管事項であっても委員会開かれへんと。議会運営委員会開いてやれば、手続を踏めばできますけれども、そやから、その他の所管事項ということを入れたらどうかというような話が出てたと。そうするといつでも委員会は、所管のことで、今、増田委員がおっしゃったような、これやというたときにも委員会を開いてできるわけやから。それはそれとして、ここで決めるものなのかどうかは分かりませんが、議会の方の改革になるのか、議会運営の進め方になるのか、所管のそれぞれの常任委員会の私選になるのかは分かりませんが、どこかでそういうふうなコンセンサスを持って、そういうふうにしよところはどこかで取りまとめをしていただきたいというふうに思います。どちらになるにしても。

それと、僕は議長を何回か仰せつかってやらせてもうてる中で、心がけてるのは、事前に通告がないと。通告がないから答弁できないと。これは理事者は全然そんなんは通りません。ただ、何で事前に通告するかいうと、議員としては、正確な答弁をいただきたいから通告してる。数字なんかは特にそういうことやから通告してるのであって、向こうに都合が悪いことが、通告がないからできません。これは通りませんので、そういうことだと思います。通告というのは、議員が正確な答弁をいただくがために通告をしてるということやと僕は認識してます。

それと、事前審査に当たるというふうなこと。これは委員会の所管、特別委員会も含めて、特に予算なんかのときは、その委員会が責任を持って、権限を持ってやるところへ、ぼんと一般質問でぱっと踏み込んでいって答弁を引き出すというのは、そういうふうなところで事前審査に当たるのと違うかというふうなところもありますけれども、それも特に数字を確定させたり、そういうふうなところは気をつけなあかんと思うけれども、考え方については、特に市長や行政を本来進めていく側の考え方についての問いただしは、別に事前審査というところまで行けへんのと違うかなとは思いますが。それはまた議論していただきたいし、それ

と、一般質問の重なる部分につきましては、それこそ数字を、あの議員は、同じ統計であろうが、その数字を前に1回聞いてると。そのことをただしてから何かを言おうとするなら必要やけれども、一旦その数字が出てると、その質問の中に。それを毎回同じような質問をする必要もなかったら、それが全体の流れの中に必要なら別やけれども、それを1回答弁しとると、向こうも。それを毎回同じ数字のやつを答弁さすというのは控えなあかんけども、控えてもうた方がええんやろうけども、言わんとしてる、議員がそれぞれ、コロナやったらコロナのことであっても、同じようなことであっても、切り口が違ったり、自分の訴えが違ったら、それは、自分の思いは質問としてもろうておきたいものなら、それは別に、あの議員が先にしたから、この質問ができへんというふうなことにはならんと思います。僕は、別に重なってるというか、議題にしてる部分が同じような議題であっても、自分の考え方なり、進め方、また答弁をもらうありようが違ってきたら、同じような内容であっても、それは、あの人がしたからこの質問は省いてくれと、そういうふうな形にはならん僕は思います。

僕は議長をやらせていただいて、そういうふうな思いでやらせていただいてたというふう
に思っております。

梨本委員長 川村委員。

川村委員 今の議長、いろいろといろんな過去の経緯もしっかり記憶をいただいて、適切なお助言をいただいたと思って感謝しております。私まだ、今、議長のお話になかったことが1つありまして、理事者が、どこか以前の委員会なり、過去の一般質問なりで答えたことがあるので、再度同じ答えは言わないと、こういった答弁が多かったと思います。これは、私、同じ質問を再度投げかけて、それについて答弁をいただきたいと再度申し出てることに対して、以前答えたというような答弁を私は許していくと、市民はなおさら何も分からない。その議論、過去に何を言いはったのかも分からない。それをあえて議事録でも取って、過去にこれこれしかじかと言いましたと言うしかない。こんなことを何度も何度も繰り返すような、そういった議会というのは、私はよくないというふうに感じたことがありますので、議長に、また今後の、9月議会が迫っておりますので、いろいろとそういったやり取りがないような形で、理事者の方に申し出ていただきますようお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

梨本委員長 ほか、何かご意見ございますでしょうか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 事前審査とか発言通告の問題、議長が大体整理されたのは、基本的にそれであろうと私も思います。個別具体的なことになるんですけど、事前審査なんですけど、出された議案に対して関わることは事前審査になると思いますけれども、例えば予算書なんかは市政全般ですよね。予算書になったらいろんな事業費が入ってるから。でも、これは、できないとそもそも何もできなくなると。私が今困ってるのは、国保の運営協議会なんかは、まさに議会に出る議案を事前に見ることになる。多分国保以外にも水道事業運営委員会とかさうだろうと思うんです。これはほかの自治体、議会なんかでも、議員はそこを抜けるというふうなところもされてるようなことも聞いたことあるんですけども、事前審査といっても、いろんな

例があるので、そこは整理したり、今回は難しいと思うんですけど、何でも研修頼みはあれですけど、全国の事例とか、そういうところを見て、1回この事前審査というのは、もうちょっと個別具体的に整理しておく必要があるのかなというふうに思います。これは意見だけですけど。

梨本委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 今、委員の皆様、そして議長から、非常に市民目線に立った、今後の在り方であるとか、様々なアドバイスをいただきました。その中で、明日から一般質問に関しては、9月議会も迫っておりますので、すぐに大幅に変えるということは難しいかなというふうに考えるわけなんですけれども、これも改選後に、この件に関しましては慎重に議論して、より市民の方に分かりやすいような形に変えていくということは必要であるかなというふうに考えております。その中で、冒頭、川村委員、それから西川議長の方からおっしゃっていただきましたように、前回の協議会の中でも、これに関しては、ほかの委員の皆様からかなり意見をいただきました。基本条例の第11条第2項に規定されている閉会中の所管事務調査なんです。これはやはり委員の皆様のおっしゃるように、積極的に行うように持っていかなければいけないのかなというふうに考えております。そうした中で、閉会中の所管事項に、「その他委員会の所管に属する事項」こういった項目を追加してはどうかという意見も、前回の協議会でも出ておりました。議長からは、この場で決めることなのか、議会運営委員会で諮ることなのかということもございましたが、今回、常任委員会の両委員長もいらっしゃっておりますし、また、今日は西井議会運営委員長は欠席ということなんですけれども、事前にそういったこともきちっと了解をいただいた上で、もし、可能であれば、こういった項目については、議会改革特別委員会としては、こうすることが望ましいのではないかという提言をさせていただいたらどうかというふうにも思っておるわけです。もし、皆様の中でそれに問題がないということであれば、今回、それぞれ常任委員会の方で最終的には決めていただくことですので、あくまでも提言という形でございますが、改善できるところはすぐに改善していけたらという思いから、今回、議会改革特別委員会の方から提言という形を取らせていただけたらと思っております。皆様、いかがでしょうか。

増田委員。

増田委員 閉会中の所管事項のその他という、そういう表現もあるんですけども、私、以前に委員長をさせていただいたときに勉強させていただいたのは、委員会を開くときに、協議項目は必ずこれについて協議するというタイトルがあります。その下にその他というのは、常に定番として、その他何かございませんかと、こういうふうに協議案件の中に入れてますよね。ただし、私もまだ新米の頃にご意見としてお伺いしたのは、その他というものを委員の皆さんが委員長に対していきなり投げつけたときに、急にそんなん言われても準備できてない。もしくは、さっきまで担当おったのに、もう出てしもうて、市長に言われたんですけども、今頃何言うてはりまんねんと、事前に言うてくれはったらちゃんと答弁者おったのにと、こういうふうな返され方をして、それでは、その他の項についても事前に委員長に申し入れてお

くことということが原則ですというのを、そのときにご指示いただいた記憶があります。議員の皆さん方でそのことを共通認識しておいていただいたら、答弁の準備もできるし、いきなりその他で飛び出てくる問題のあるような項目は防げるのかなと思うので、両者了解の下に、その他については、あるのだったら用意しておいてねと、私、谷原委員にも、以前委員長をしてるときに言った覚えがあります。そういうふうな暗黙の了解といたしますか、その他についての質問の場合は、委員長に申し出ることというようなものを皆さん方に周知していただくことによって、スムーズな運営できるのかなというふうに思います。

以上です。

梨本委員長 西川議長。

西川議長 続きの中で、委員会やってる中の式次第の最後にその他と出てる。そのことについて、それならというて質問をする。それだったら用意しておいた。そない言いよったら、それはそうやなと思うねん。先に質問があるのやったら。今言うてるのは、閉会中の継続の審査は看板上げてますわな。尺土駅前がどうのとか、所管であっても。JRのあれも看板上げてますやんか。看板を上げてて、その下に、その看板だけが、言えば、そのための委員会を開くというたら、委員長の権限で開けるわけやけども、看板に上がってない所管事項で委員会を開きたいと。このことでちゃんと委員会を開きたいというときに、その項目がなかったら、一旦その調査をしますと、委員会を開きますということを議会運営委員会で諮って、それでこのことについてやりますという手続を踏まんなんねやな。そやから、そういう手続を踏まんでも、その他所管事項というところを、継続審査の看板の一番下の方にやっておいてもうたら、委員長の判断で、それは理事者は用意せんなんから、こういうことで委員会を開きますというふうなことを委員長の判断でできるというふうにしておいたらどうですかという趣旨です。

梨本委員長 今、西川議長、補足でご説明いただきましたが、その旨、皆様にもご理解いただきまして、先ほど言いましたように、その他委員会の所管に属する事項というところで、煩雑な手続を取らずに、委員会の方で迅速な対応もできるという利点もあろうかと思えます。そういったところも議会改革特別委員会の場合、ある程度ご提言させていただくというところで、あとは常任委員会の方で、先ほど増田委員おっしゃられたようなことも含めまして、また各常任委員会で、正副委員長打合せですとか、いろんな委員会の中で協議していただけることかというふうに思っておりますので、まずは議会改革としては、提言させていただくということで決定させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

梨本委員長 ありがとうございます。

では、最後になりますが、市民懇談会についてを議題とさせていただきます。このことにつきましても、委員の皆様もご承知のように、これまでの間、未処理金と道の駅の2つの調査特別委員会の関係もあって、議会基本条例の施行後は、市民懇談会としての開催はできていない状況にあります。しかしながら、昨年12月発行の議会だよりのリニューアルに伴って、議会だよりの編集委員会では、市民の声をきく特集記事の掲載を新たに始められており、市内

の各種団体等の市民の方と、記事掲載のため取材に伺い、様々な意見交換を行っています。
このような現状も踏まえまして、市民懇談会についてご協議いただきたいと思っております。
何か委員の皆様の方からご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。

何かございませんでしょうか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 これは前回も発言させていただいたことと同じ内容になろうかと思うんですけども、今、委員長の方からありました、議会だよりのリニューアルに伴って、市民の声をきくというページを設けて、それはある特定の活動をされている方々に集まっていただいて、ご意見、忌憚なくお話をしてるのを我々は聞いてるというふうな形なんですけど、非常に参考になるというか、例えば消防団の方については、今、消防団活動が、消火の訓練はやってるんだけど、水防の方にも要請が強くて、ところが水防については、訓練とか装備があまりないと、非常に危険の中でやってるというふうなことを聞きましたら、当然これは議会も聞いてるわけですから、予算審議とかその他のところで生かせるようになるし、先日は、農業委員のお話を聞きました。大変これも、葛城市の農業を議会としてどう捉えて政策化していくかと、非常にいろんな意見をお伺いすることもできたし、増田委員の専門的なお話で分かりやすく、課題も明らかになるというふうなことがありまして、議員としても非常に、議会の中でそういう合意を作っていく上で、市民はこういうことを考えてるんやなということで、共通の議論の土台が議会でもできていくかと思うんです。

我々、どうしても最初のイメージは、広く市民懇談会をやりますと、一般の市民の方来てくださいと。ほんなら、いろんな意見が出てきたり、收拾がつかないようになる。それで我々も答えられない。そんなことをやってもほとんど実りがないなと。むしろ、今、コロナの時期だったら、例えばPTAの方々、何名か来ていただいて、そこでいろいろ問題、感じてることを言っていただくと。それを議会は受け止めると。議会は責任を持つて行政と違いますので、答えることはできないけれども、聞かせていただいた中で、議会として全体として何かできるような、そういう認識ができてきたらいいと思うので、市民懇談会については、テーマというか、団体ですよ。今喫緊の、葛城市の中で議会として知りたい方面について、それらに関係する団体の方をお呼びして意見を伺うというふうなぐらいただたら非常に実りがあるのかなということで、議会だより編集委員会のインタビュー等を通じて感じましたので、そういう方向で、次年度というか、今年度後半でも、持てるように、できたら、議会だより、基本条例の趣旨に沿うのではないかと思います。

梨本委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、市民懇談会、いろんな話出てると思います。なかなかこれも難しい問題だと思うけども、あまりに難しいことを市民に訴えろとかいうことやなしに、市民の皆さんというのは、葛城市の行政、今どうなったんねんと。コロナ、知識を持つてはる人もいれば、そうでもない、いろいろいはるわけやけども、もっと簡単なこととかいうのか、谷原委員が言われることも大事やけども、テーマを決めて、今回は、例えば、財政とかいうたら難しいとなるけど、

難しいことやなしに、財源というのはどんなことやとか、そんなことでもええから、PRも兼ねたようなあれをして、結局そのときに、例えば10分でも意見を求める場を作って、意見を聞くと。谷原委員言われたように、執行権ないわけやから、こうしますということは言えへんと思う。そやけども、意見を聞いて、理事者側に伝えますとか、そういうことはできると思うねん。ただ、その中で大事なことは、それを聞いて伝えますというて、あとほったらかし。言葉は悪いけど。そういうことをしたら、余計不信感になるわな。そやから、みんなメモするねんから、誰か、順番決めるんじゃないけども、それを聞いたら回答はするということは、そんな難しいことやないと思う。そやから、そないして基本条例を作って、何とか議会もこういう活動をやってますと、1つのPRというのか、そういうようなことも大事やということやから、簡単なことから入っていったらできると思う。一番最初の出発が固いというのか、条例がどうやとかとなってくる。ほな、なかなか寄ってくれいうたって、寄ってもらえへん。ネット中継もしてたんかな、あのとき。見てはって、こんな難しいことやとつたら、なかなか寄ってけえへんぞという話もあったように思う。そやから、もうちょっと簡単にと、口で言うほど、それは難しいかわからんけど、難しく考えんと、今回はこういうことを市民にお知らせするというふうなことからでも行った方がええのと違うかなと。ところが、今ずっと先催県というのを聞いてたら、どうもマンネリみたいになってきて、人が寄ってけえへんということもあれやけども、そんなこと言うとなら前向いて行かへんから、まずそこからでも始めたらどうかと私は思います。

梨本委員長 ほかに何かご意見。

杉本委員。

杉本委員 懇談会というのが何かというのが、あんまり僕は正直分かってなくて、葛城市は議会だよりもやってるじゃないですか。ほんで、インターネット中継もやってまして、市民の皆さんの声を聞く場と呈されてるんですけども、前やられたやつが、なかなか規模が大きくて、手に負えへんというか、人も集めにくいというイメージなので、岡本委員おっしゃったみたいに、もっとソフトな懇談会というか、今、僕、何かあるかなと考えてたんですけど、ええの思い浮かばないんですけども、1回1回の議会の後に報告をする動画を撮って流すであるとか、例えば各公民館なりへ行ってやるなりとかという、全然今のは参考外なんですけども、もうちょっと多種多様な、もっとちっちゃい規模のやつをやるようにしやんと、お手軽にできるようにしないと、大きいものになったらなかなか厳しいのかなと思ったりもするんです。だから、懇談会はこういう懇談会という縛りをなくして、市民の皆さんの声を聞いて、それにリターンできるような場を作るという大きい目で次はアイデアを出していった方が、僕はやりやすいのかなと思いました。

以上です。

梨本委員長 ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

松林委員。

松林委員 市民懇談会を以前されておられたんやろうと、私、どういようなものかイメージ湧かないし、知らないんですけども、議会だより編集委員会で、個々にいろんな団体を選んで、

いろんな取材等をやってる、ああいうイメージでやると自然に、限定して、ターゲットを絞って、そこでいろんな形で取材を兼ねていろんな意見もお聞きをするという、そういうふうな形、ああいうイメージかなと、ああいうイメージがいいかなと私は今思ったんですけれども、こういう方式もありかなと思うんですけれども。

梨本委員長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 ちょうど今、吉村編集委員長がおられるので、今の松林委員も杉本委員もおっしゃられたようなことを総合的に考えると、まず、谷原副委員長もおっしゃられてましたけど、ヒントになるのは、議会だよりの表紙になるのかな。これ、やってるんですよ。市民と懇談してるんです。例えば、議会改革の市民懇談会としてインタビューをしていただいて、それをここに貼り付ける。記事の1ページ、2ページを、議会改革ページとして市民との懇談の場というふうなことをやっていただくと、議会だよりの編集副委員長も、非常に労力的にも助かるし、議会改革としての活動も、手柄ではないんですけども、ちゃんと市民懇談をする場を作ったというふうなことで、同じようなものを2回やるというのもどうなのか。これ、年4回ですので、そんなに大きくない。10人とかそのぐらいの規模でいろんな懇談をしてる。中身はすごく、私は出席をさせていただいたら、濃い内容でしたので、意味あることやと思うし、以前2回やった市民懇談会を見ても、いっぱい広げて、やっとなら25名とかのレベルなので、それよりも、そういう団体との懇談という方がお話ししやすいし、具体的な話しやすいので、そういう合体の1つの提案をさせていただきます。また検討をお願いします。

梨本委員長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 本当に皆様から非常に前向きな意見を頂戴いたしました。議会だよりの編集委員会では、非常に吉村始委員長を中心に、改革といいますか、市民目線に立ったいろんな取組をしていただいております。そういったことも、市民懇談会と連携しながらという意見もございましたので、この点につきましても、また、もっと分かりやすいという意見もございました。そういった点も、例えば若者との交流であったりとか、いろんな形での関わりが懇談会としてやれることはまだまだあるのかなというふうにも考えております。そういった今日の意見をご参考に、また具体的な市民懇談会の実施について、また改選後に早急に取り組んでいくというところで、皆様と一緒に確認させていただきたいと思うんですけれども、そういった流れでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

梨本委員長 ありがとうございます。では、市民懇談会についてもそのようにさせていただきます。

本日の委員会で検討する議会改革に関する項目につきましては、以上でございます。これまでに本当に皆様には前向きな意見を頂戴いたしました。それらご意見を参考にさせていただいて、議会基本条例の条文内容につきましては、現状のままとして、本日ご議論いただきました議会改革に関する事項につきましては、改選後も引き続いて検討していくことにしたい

と思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認め、本日の委員会の議論内容につきましては、9月定例会の本会議におきまして、委員長報告を行い、引き続き、議会改革の推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

調査案件(1)葛城市議会基本条例の検証等につきましては、以上といたします。

これで本日の調査案件は終了いたしました。

ここで委員外議員の発言を許します。

吉村始議員。

(吉村議員の発言あり)

梨本委員長 これで委員外議員の発言を終結いたします。

本日は、本当に長時間にわたって慎重審議ありがとうございました。皆様の前向きな意見を本当に聞かせていただきながら、それぞれの委員の皆様、議員の皆様の改革に対する思い、市民の方にもっとより伝えたいという思いが伝わってくるような今日の委員会ではなかったかと思えます。慎重に議論が必要な議案であったり、それから迅速な対応が必要な議論、改選後に控えておるわけでございますけれども、そういったところも、今日の議論を踏まえた上で前向きに進めていただきたいと、このように願っております。本日は本当にありがとうございました。

これで議会改革特別委員会を終結いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後3時34分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

梨本 洪珪